

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年4月15日

【会社名】 サムティホールディングス株式会社 (注) 1

【英訳名】 SAMTY HOLDINGS Co., Ltd. (注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小川 靖 展 (注) 1

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号 (注) 1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 サムティ株式会社
取締役経営管理本部担当 瀧 松 貴 志

【最寄りの連絡場所】 サムティ株式会社
大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

【電話番号】 サムティ株式会社
06(6838)3616 (代表)

【事務連絡者氏名】 サムティ株式会社
取締役経営管理本部担当 瀧 松 貴 志

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 106,314,391,326円 (注) 2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書提出日時点において、サムティホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2024年6月3日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、サムティ株式会社(以下「サムティ」といいます。)の2023年11月30日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

サムティが2024年4月1日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったこと及びサムティが2024年4月15日付で関東財務局長に第1四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、2024年2月8日付で提出いたしました有価証券届出書及び2024年3月1日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

- 1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項
四半期報告書又は半期報告書
臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	46,583,209株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1～2 省略

3 サムティは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。

4 省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	46,583,209株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1～2 省略

3 サムティは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を2024年4月1日に行いました。

4 省略

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることといたします。(注) 1、2

(注) 1 省略

2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第214条)により2024年6月3日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

(訂正後)

株式移転によることといたします。(注) 1、2

(注) 1 省略

2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第214条)により2024年6月3日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(訂正前)

- (1) 持株会社体制への移行検討の背景

省略

- (2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

前略

なお、本株式移転による持株会社体制への移行は、2024年2月27日開催予定の第42回定時株主総会における承認を前提としております。本株式移転により、サムティは当社の完全子会社となるため、サムティ株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所プライム市場に上場申請を行うことを予定しております。

上場日は、東京証券取引所プライム市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日(株式移転効力発生日)である2024年6月3日を予定しております。

- (3) 持株会社体制移行後の持株会社体制

省略

- (4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

省略

(訂正後)

- (1) 持株会社体制への移行検討の背景

省略

- (2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

前略

なお、本株式移転による持株会社体制への移行は、2024年2月27日開催予定の第42回定時株主総会における承認を前提としております。本株式移転により、サムティは当社の完全子会社となるため、サムティ株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所プライム市場に上場申請を2024年4月1日に行いました。

上場日は、東京証券取引所プライム市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日(株式移転効力発生日)である2024年6月3日を予定しております。

- (3) 持株会社体制移行後の持株会社体制

省略

- (4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

省略

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサムティの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2024年2月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサムティの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2024年2月28日提出)及び四半期報告書(2024年4月15日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

2024年6月3日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	46,583,209	東京証券取引所プライム市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	46,583,209		

(注) 1 省略

2 サムティは、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	46,583,209	東京証券取引所プライム市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	46,583,209		

(注) 1 省略

2 サムティは、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を2024年4月1日に行いました。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサムティの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2024年2月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるサムティの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2024年2月28日提出)及び四半期報告書(2024年4月15日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第43期(自 2023年12月1日 至 2024年2月29日) 2024年4月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(2024年3月1日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年3月1日関東財務局長に提出。

(訂正後)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(2024年3月1日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年3月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2024年3月18日関東財務局長に提出。